

担保の主役が変わる時 (動産公示制に思うもの)

ようやく動き出したか……今月2日、日経新聞に出た「中小の資金調達支援 - 融資の担保に在庫や設備 - 」という記事にそんな印象を受けた。

記事を読んだ方も多いと思うが、内容をざっくり云うと、法務省は来年、動産担保の公示制度を新設する、それによって中小企業の資金調達を、不動産担保主体から在庫、機械設備等の動産担保、売掛債権担保へと誘導する、更には通信料やマンション賃料等将来発生する債権も担保に活用出来るようにする、という内容だった。本来ならもっと早く取組むべきだったと思うが、それでもこの制度改訂は日本の中小企業の資金調達構造を大きく変えることになると思う。

耳学問に過ぎないが、海外の商取引で最もポピュラーな担保は、一に売掛債権、二に在庫、三に設備機器だそうである。不動産は、個人が住宅を求める場合を除き、殆ど担保の対象にならない。だから海外の企業信用調査書には不動産に関する情報は全く記載されない。

これは、「広大な国土と狭い国土」「狩猟と農耕」を背景とした文化の違いが大きな要因だと思うが、企業経営にとって担保は不動産より動産や売掛金の方がより合理的である。

日本では「土地が成長する経済」が永く続いた。だから成長する企業にとって、公示制度がきちりしている不動産(土地)は最も合理的な担保だった。一般的に、企業は成長するに伴ってより多くの資金を必要とするようになる。その場合、土地価格が企業成長に歩調を合わせるように上昇してゆけば、土地は担保としての威力を十分発揮する。日本では企業の成長と土地の成長がうまくマッチし、不動産担保が当たり前となった。

だが、そんな希有な時代は13年前に終わってしまった。

売掛金や在庫は企業成長に伴って増加してゆく。売掛金や在庫の増加は新たな資金調達を必要とさせるが、その売掛債権や在庫が担保になれば不動産を持たなくとも安心して売上が増やせる。あるいは設備機器が担保となれば、不動産の有る無しに拘らず設備投資を行えるようになる。

又、債権者(銀行)にとっても、こうした担保取得は大きなメリットがある。

「不動産担保は、担保に入れても差入人は引き続きその不動産を支障なく使用できるメリットを持つ」銀行にいた時そう教わった。確かにそれに間違いはないが、大きな難点もあった。それは流動性が極めて低いことである。処分が必要となった場合、かなりの時間とコストを要する。だから、今が正にその時だが、価格が安定的に上がって行くという前提が崩れると不動産担保の優位性が一気に崩れ去る。

これに対して、売掛金や在庫は流動性が高い。在庫は減価しやすいという難点を持つが、適切な公示制度ができれば、欧米で機能しているように日本でも担保として機能する筈だ。問題があるとすれば、それは担保としての適格性ではなく、私達自身の内にある「思い込み」ではないか。

既に売掛金を担保とする融資制度ができて1年以上経ったが、経済産業省の強い働き掛けにも拘らずその利用はあまり進んでいない。これは、制度利用者が「売掛金まで担保に入れたのか。倒産は遠くない」と外部に評価されることと、手続きが煩瑣で銀行も面倒がることに原因があると云われている。

しかし、不動産を担保に入れることと売掛金を担保に入れることにどれほど差があるだろうか。「売掛金まで担保……」も「不動産まで担保……」も担保を入れて資金調達する点で変わりはない。とすればいずれ見方は変わる。そして、手続上の問題や銀行の意識問題も時間が解決する。

今、銀行が藻掻き苦しんでいる理由の一つは、担保(土地)の継続的下落である。不動産担保に過度に依存した結果、担保の継続的下落は日本の銀行に計り知れないダメージを与えた。問題は、このことを認識していながら依然として不動産担保に執着している所にある。このままでは貸出業務そのものが行き詰まると理解しながら体質を変えられないところにある。

しかし、最早時間の問題ではないだろうか。法務省の「やる気」に期待するばかりだが、動産公示制度の成立によって今まで担保にならなかったものが担保となる。遠からずやってくるその時、長い間日本の金融を担ってきた不動産担保がその主役を降りることになる。